

様式第4号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市安楽島町1412番地17 株式会社亀川組 代表取締役 亀川 稔
工 事 名	答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事
工 事 場 所	鳥羽市 答志町 地内
工 事 種 別	水道工事
変 更 工 事 概 要	飲料用耐震性貯水槽（地上設置型40m ³ ） N=1式 耐震性貯水槽工 N=1.0基 敷地造成工 N=1.0式 防護柵工H1.8m L=22.1m 仮設工 N=1.0式 運搬工 N=1.0式
当初契約年月日	令和7年9月24日
変更契約年月日	令和8年9月8日
当初工事期間	令和7年9月24日～令和8年9月18日
変更後工事期間	令和7年9月24日～令和8年9月18日（元期限通り）
当初契約金額	101,211,000 円（税込み）
変 更 金 額	-79,200 円（税込み）
変更後の契約金額	101,131,800 円（税込み）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 1. 地元や関係機関等と公園内の利用について再調整した結果、協議が整ったことから、貯水槽の据付位置を変更する。 2. つばき公園内の遊具や樹木等が施工の支障となるため、撤去に要する費用を変更増とする。 3. 掘削により発生した土砂について、地元調整の結果、島内で処分可能となったことから処分場所を島外から島内（答志町字船越）へ変更する。 4. 現地の土質の状態確認したところ、直掘りでは掘削面の安定が確保できないことから、掘削勾配3分へ変更する。また、鉄筋の床付け面に不陸が生じ施工に支障となったため、均しコンクリートを変更増とする。 5. アジテータ車の海上運搬にかかる拘束費用を変更増とする。 6. 貯水槽の塗装について、原油調達が困難な世界情勢の影響を受け、クリア塗装材料の確保が困難であることから、塗装材をグレー塗装へ変更する。 7. 貯水槽背面側のフェンスについては、後継の配管工事の支障となるため、設置延長を変更減とする。 8. 交通誘導員、水替えの日数について、施工実績に基づき数量を変更する。 尚、その他諸数量の移動については、上記理由によるものである。